

復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の 「複数の選択肢」(国税)

平成 23 年 9 月 20 日
税 制 調 査 会

1. 復興基本法・復興の基本方針、B型肝炎対策の基本方針における考え方

- 復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うこととする。
- B型肝炎対策のための財源については、期間を限って国民全体で広く分かち合うこととする。
- 復旧・復興のための税制措置は、基幹税などを多角的に検討する。
- 復旧・復興のための税制措置による収税は、他の経費と区分して管理する。
- 平成 23 年度税制改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることを検討する。
- 復興債の償還期間（＝税制措置の期間）は、集中復興期間（5 年間）及び復興期間（10 年間）を踏まえ検討する。

2. 財源スキーム

復旧・復興対策事業 (1次、2次補正含む)	19兆円	1次・2次補正財源	6兆円程度
		歳出削減・税外収入	5兆円程度
		残余の額に対応する税制措置	<u>8兆円程度</u>

・復興債で補てんすることとされた年金臨時財源	2.5兆円
・B型肝炎対策のうち、税制上の措置による要対応額	0.7兆円

合計 11.2兆円程度

3. 時限的な税制措置の「複数の選択肢」

<「複数の選択肢」に係る試算例の位置付け>

- 「復興の基本方針」では、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定することとされている。また、本部における決定に当たっては、平成 23 年度税制改正と併せて与野党間の協議を呼びかけ、合意を目指すこととされている。
- 「複数の選択肢」に係る試算例は、こうした一連の検討のプロセスにおける「議論の素材」、ないしは「たたき台」として活用されることを目的として策定するものであり、「復興の基本方針」及び「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」等に基づいて、できるだけ予断を交えずに、いくつかの技術的前提を置いて作業をしたものである。

<試算例(国税)>

※地方税での対応は0.8兆円程度との前提で算定

[1] 基幹税のうち、所得税・法人税に負担を求める

・23年度税制改正事項を復興財源に充てるとともに、所得税・法人税に時限的な付加税を課す。

$$\begin{aligned}
 & \text{所得控除等の見直し} + \text{法人税付加税} + \text{所得税付加税} = 0.7兆 + 2.4兆 + 7.5兆 \\
 & \left(0.1兆円/年 \times 5年 \right) + \left(0.8兆円/年(10\%) \times 3年 \right) + \left(0.8兆円/年(5.5\%) \times 10年 \right) = \underline{10.4兆円程度}
 \end{aligned}$$

(注) 法人税は23年度税制改正(法人税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施を決めた上で、現行より税率引下げとなる形で付加税を課す。

約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	— 所得控除等の見直し(約0.1兆円/年)					
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	— 所得税付加税[5.5%](約0.8兆円/年)
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	— 法人税付加税[10%](約0.8兆円/年)							
1.7兆円	1.7兆円	1.7兆円	0.9兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	

〔2〕 基幹税（所得税・法人税）を中心にするが、個別間接税にも負担を求める

・23年度税制改正事項を復旧・復興財源に充てるとともに、所得税・法人税に付加税を課し、たばこ税(等)についても臨時の特別税を課す。

所得控除等の見直し	+	法人税付加税	+	所得 税 付 加 税	+	たばこ臨時特別税(又は酒税、揮発油税等で対応)
(0.1兆/年 × 5年)		(0.8兆円/年(10%) × 3年)		(0.6兆円/年(4.0%) × 10年)		(0.2兆円/年(1円/本) × 10年)
= 0.7兆 + 2.4兆 + 5.5兆 + 1.7兆 = 10.4兆円程度						

(注1) 法人税は23年度税制改正（法人税率の引下げ+課税ベース拡大）の実施を決めた上で、現行より税率引下げとなる形で付加税を課す。
 (注2) 個別間接税については、たばこ税のほか、酒税や揮発油税等についても検討対象とすることが考えられるが、①関係業界との調整が短期間の間に可能か、②被災者の負担についてどのように考えるか、といった点に留意が必要。

仮に、たばこ臨時特別税の増収額（約0.2兆円）を、揮発油税等又は酒税の臨時特別税に替える場合、揮発油税等は1リットルあたり3円程度、酒税は1リットルあたり20円程度の税負担の上乗せとなる。

約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	約0.1兆円	—— 所得控除等の見直し（約0.1兆円/年）										
約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	約0.2兆円	—— たばこ臨時特別税（1本1円、約0.2兆円/年）				
約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	約0.6兆円	—— 所得税付加税〔4%〕（約0.6兆円/年）				
約0.8兆円	約0.8兆円	約0.8兆円	—— 法人税付加税〔10%〕（約0.8兆円/年）												
1.7兆円	1.7兆円	1.7兆円	0.9兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.8兆円					
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						

○ 税制措置については、以上の選択肢を参考とし、

1. どの税目を
 2. いかなる税率で
 3. いつから
 4. どれだけの期間
 5. どのように組み合わせるか
- が議論のポイントとなる。

○ 復旧・復興財源のために創設する税は、復旧・復興に対する国民の幅広い参加・貢献を反映する観点から、例えば、「復興貢献特別所得税」若しくは「復興連帯特別所得税」などといった名称を付すことが考えられる。

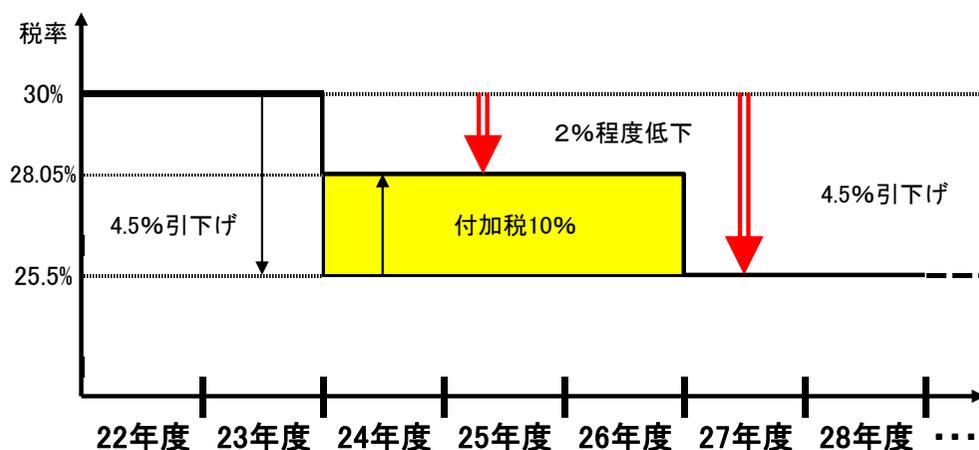
<「複数の選択肢」の提示に向けた留意点>

(1) 経済への配慮

○23年度税制改正（所得控除等の見直し）を活用することで、臨時増税の規模を抑制。

○法人税については、

- ・23年度税制改正法案の恒久減税（法人税率の引下げ及び課税ベースの拡大）の実施を決めた上で、復旧・復興財源としての法人税付加税を課す。現行より税率引下げとなるかたちで行う。



- ・企業の国際競争力や産業空洞化防止の観点から、短期間（3年間）の措置とし、恒久減税の効果を早期に実現する。
 - 3年後の姿を示すことで、企業の予測可能性を確保。
 - 復興需要が低減する時期に減税となる。

(注) 相続税の見直しについては、平成23年度税制改正の実施を確保する必要。

※23年度税制改正は、法人税率の引下げ等と併せ全体としてネット減税の税制改正であり、かつ23年度予算の土台をなすもの。資産税の増収がなければ、歳出削減等により生み出される財源をその穴埋めに使わざるを得ず、復旧・復興財源に回すことができなくなることから、その分だけ税制措置の規模が膨らむこととなる。

(2) 簡素な税制

- 新たな税制措置は時限的な措置であることを念頭に置き、
 - ・ 納税者や源泉徴収義務者の負担などに配慮し、出来るだけ簡素な仕組みとする必要
 - ・ 社会保障・税一体改革や各年度の税制改正などと両立し得る制度とする必要などを踏まえると、課税方法は現行の税額に一定率を乗じるような、簡素な制度とすることを基本とする。

(注) なお、既存の税目とは異なる新たな税については、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 既存税制との重複や他の業種とのバランス上、公平性や中立性の観点から問題が生じること
- ・ 制度設計や関係者との調整を新たに行うためには相当な時間がかかること
- ・ 類似の税制が過去に廃止されたこととの関係をどのように説明するか

(3) 償還期間（＝税制措置の期間）

- 償還期間（＝税制措置の期間）については、「復興の基本方針」において、復興債の償還期間が「集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する。」とされたことを受け、集中復興期間（5年）及び復興期間（10年）を踏まえつつ、
 - ・ 「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」という基本的考え方との整合性
 - ・ 個別税目ごとの特徴や税収力
 - ・ 個人や企業において新たに発生する負担の程度
 - ・ 我が国経済との関係
 - ・ 復興需要の高まりとそれに伴う公共支出の増大との関係

- ・ 社会保障・税一体改革の方針（2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げる）との整合性
 - ・ 財政健全化目標（遅くとも 2015 年度までに国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の赤字対 GDP 比を 2010 年度の水準から半減）との関係
- などに留意する。

(4) 平成 23 年度改正等との関係

- 所得控除等の見直しは、平成 23 年度税制改正事項である。（現在、税制改正法案が国会審議中）
- 法人税付加税は、上記「(1) 経済への配慮」の観点から、平成 23 年度税制改正事項（法人実効税率引下げと課税ベース拡大：現在、税制改正法案が国会審議中）と同時に実施することを想定している。
- 所得税付加税及びたばこ臨時特別税等は、今回、復旧・復興等の財源確保の観点から新たに創設することを想定したものである。

(参考)

〔夫婦子2人の給与所得者〕

税制措置の年間負担額－給与収入階級別の負担割合－

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額(試算)	
					()内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	230,000	5% (261.7万円)	11,500	0.4%	500 (42)	600 (50)
400 "	870,000		43,500	1.1%	1,700 (142)	2,400 (200)
500 "	1,570,000	10% (554.3万円)	78,500	1.6%	3,100 (258)	4,300 (358)
600 "	2,270,000		129,500	2.2%	5,200 (433)	7,100 (592)
700 "	3,010,000	20% (736.3万円)	203,500	2.9%	8,100 (675)	11,200 (933)
800 "	3,810,000		334,500	4.2%	13,400 (1,117)	18,400 (1,533)
900 "	4,610,000		494,500	5.5%	19,800 (1,650)	27,200 (2,267)
1,000 "	5,470,000		666,500	6.7%	26,700 (2,225)	36,700 (3,058)
1,500 "	10,020,000	23% (1,162.6万円) 33% (1,387.9万円)	1,770,600	11.8%	70,800 (5,900)	97,400 (8,117)
2,000 "	14,770,000		3,338,100	16.7%	133,500 (11,125)	183,600 (15,300)
2,500 "	19,520,000	40% (2,340.0万円)	5,012,000	20.0%	200,500 (16,708)	275,700 (22,975)
3,000 "	24,270,000		6,912,000	23.0%	276,500 (23,042)	380,200 (31,683)
5,000 "	43,270,000		14,512,000	29.0%	580,500 (48,375)	798,200 (66,517)
10,000 "	90,770,000		33,512,000	33.5%	1,340,500 (111,708)	1,843,200 (153,600)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。
 3. 子のうち1人が特定扶養親族、1人が16歳未満に該当するものとして計算している。
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。

〔夫婦子1人(16歳未満)の給与所得者〕

税制措置の年間負担額－給与収入階級別の負担割合－

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額(試算)	
					()内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	860,000	5% (156.7万円)	43,000	1.4%	1,700 (142)	2,400 (200)
400 "	1,500,000	10% (464.3万円)	75,000	1.9%	3,000 (250)	4,100 (342)
500 "	2,200,000		122,500	2.5%	4,900 (408)	6,700 (558)
600 "	2,900,000	20% (657.1万円)	192,500	3.2%	7,700 (642)	10,600 (883)
700 "	3,640,000		300,500	4.3%	12,000 (1,000)	16,500 (1,375)
800 "	4,440,000		460,500	5.8%	18,400 (1,533)	25,300 (2,108)
900 "	5,240,000		620,500	6.9%	24,800 (2,067)	34,100 (2,842)
1,000 "	6,100,000	23% (1,093.4万円) 33% (1,318.7万円)	792,500	7.9%	31,700 (2,642)	43,600 (3,633)
1,500 "	10,650,000		1,978,500	13.2%	79,100 (6,592)	108,800 (9,067)
2,000 "	15,400,000	40% (2,273.7万円)	3,546,000	17.7%	141,800 (11,817)	195,000 (16,250)
2,500 "	20,150,000		5,264,000	21.1%	210,600 (17,550)	289,500 (24,125)
3,000 "	24,900,000		7,164,000	23.9%	286,600 (23,883)	394,000 (32,833)
5,000 "	43,900,000		14,764,000	29.5%	590,600 (49,217)	812,000 (67,667)
10,000 "	91,400,000		33,764,000	33.8%	1,350,600 (112,550)	1,857,000 (154,750)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。
 3. 子のうち1人が16歳未満に該当するものとして計算している。なお、夫婦のみの場合、税額は上記と同じである。
 4. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 5. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。

[単身の給与所得者]

税制措置の年間負担額－給与収入階級別の負担割合－

(単位：円)

給与収入金額 (a)	課税所得 (b)	適用税率 (c)	税額 (d)	負担率 (d/a)	付加税を賦課した場合の年間負担額 (試算) ()内は1ヶ月当たりの負担額	
					付加税 4%	付加税 5.5%
300万円	1,240,000	5% (114.4万円)	62,000	2.1%	2,500 (208)	3,400 (283)
400 "	1,880,000	10% (410.0万円)	94,000	2.4%	3,800 (317)	5,200 (433)
500 "	2,580,000	↓	160,500	3.2%	6,400 (533)	8,800 (733)
600 "	3,280,000	20% (602.9万円)	230,500	3.8%	9,200 (767)	12,700 (1,058)
700 "	4,020,000	↓	376,500	5.4%	15,100 (1,258)	20,700 (1,725)
800 "	4,820,000	↓	536,500	6.7%	21,500 (1,792)	29,500 (2,458)
900 "	5,620,000	↓	696,500	7.7%	27,900 (2,325)	38,300 (3,192)
1,000 "	6,480,000	23% (1,051.6万円) 33% (1,276.9万円)	868,500	8.7%	34,700 (2,892)	47,800 (3,983)
1,500 "	11,030,000	↓	2,103,900	14.0%	84,200 (7,017)	115,700 (9,642)
2,000 "	15,780,000	40% (2,233.7万円)	3,671,400	18.4%	146,900 (12,242)	201,900 (16,825)
2,500 "	20,530,000	↓	5,416,000	21.7%	216,600 (18,050)	297,900 (24,825)
3,000 "	25,280,000	↓	7,316,000	24.4%	292,600 (24,383)	402,400 (33,533)
5,000 "	44,280,000	↓	14,916,000	29.8%	596,600 (49,717)	820,400 (68,367)
10,000 "	91,780,000	↓	33,916,000	33.9%	1,356,600 (113,050)	1,865,400 (155,450)

- (注) 1. 「平成22年民間給与実態統計調査」による平均給与収入(1年を通じて勤務した者)は、**412.0万円**。
 2. 「毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報(厚生労働省)」による一般労働者(パートを除く)の平均給与額は、**483.3万円**。
 3. 一定の社会保険料が控除されているものとして計算している。
 4. 付加税による負担額については、100円未満を四捨五入して計算している。